

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社美杉観光バス  
法人番号: 2030001089912  
住 所: 埼玉県飯能市美杉台6丁目1番地の15
2. 指名停止措置期間: 令和4年11月30日から令和5年1月29日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 中部地方測量部管内

4. 事実概要:

静岡県駿東郡小山町の県道150号(ふじあざみライン)で令和4年10月13日、当該業者の観光バスが横転し、乗客・乗員36名のうち、1名が死亡、26名が重軽傷を負った事故で、当該業者の観光バスの運転手が自動車運転処罰法違反(過失運転致傷)の疑いで現行犯逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社美杉観光バスによる上記事案は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第6号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措 置 要 領	期 間
1~5 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内
7~8略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)